

1．合併の方式

中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2．合併の期日

合併の期日は、平成15年4月1日とする。

3．新市の名称

新市の名称は、南アルプス市とする。

4．新市の事務所の位置

(1) 新市の事務所の位置は、当分の間、中巨摩郡櫛形町小笠原376番地(現在の櫛形町役場)に置く。

(2) 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。

5．財産、公の施設の取扱い

財産、公の施設の取扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐ。

6．議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年2月28日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

7．農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第1号の規定を適用し、平成15年11月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8．地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 市民税の納期については、八田村、白根町、芦安村及び櫛形町の例によることとし、法人税割の税率は13.1%とする。

(2) 固定資産税の納期については、白根町の例による。

(3) 軽自動車税の納期は、八田村、白根町、若草町、櫛形町及び甲西町の例による。

9 . 地域審議会の取扱い

地域審議会の取扱いについては、次のとおりとする。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の区域ごとに地域審議会を設置する。

設置については、次の「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議

(趣旨)

第1条 この協議は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の区域ごとに地域審議会を設置することとし、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、平成15年4月1日から平成25年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想及び各種計画の策定・変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第4条 地域審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第 6 条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 地域審議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会長は、委員の 4 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、地域審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第 8 条 地域審議会の庶務は、各区域の支所において処理するものとし、必要に応じ本庁において連絡調整を行う。

(補則)

第 9 条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り定める。

附 則

この協議は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

10 . 一般の職員の身分の取扱い

6 町村の一般職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

11 . 一部事務組合の取扱い

一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 6 町村内で構成している一部事務組合 (白根町八田村学校給食組合、峡西広域行政事務組合、野呂川水道企業団) については解散し、新市の事業部門に編入する。

(2) 6 町村以外の公共団体と構成している一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市として合併期日に当該組合に加入する。

なお、中巨摩地区広域事務組合、三郡衛生組合の共同処理内容は現行のまま新市

に移行する。

12．町村内の町名・字名の取扱い

町名・字名の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 芦安村については、大字の設定区域は現行のとおりとし、大字名の前に「芦安」を付する。

(2) 八田村、白根町、若草町、櫛形町及び甲西町については、大字は現行のとおりとし、現町村名は付さない。

(3) 支所、消防組織等に現町村名を付する。

13．公共的団体等の取扱い

公共的団体等の取扱いについては、現状のまま新市に移行することを基本とし、必要に応じて連合会方式を採用する中で、一本化できるものについては、合併後も含めて統合を図る。

14．支所・出先機関の取扱い

支所・出先機関の取扱いについては、現役場庁舎を支所として活用し、出先機関は現行のとおりとする。

15．慣行（町村章、憲章等）の取扱い

慣行（町村章、憲章等）の取扱いについては、現行町村のものを踏まえながら、市制施行後、広く意見を聞く中で新たに制定する。

16．行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構の取扱いについては、現状のまま移行し、必要に応じて中間的な連絡組織を設ける。

17．特別職（各種行政委員会の委員を含む）及び各種附属機関の委員等の身分の取扱い

特別職（各種行政委員会の委員を含む）及び各種附属機関の委員等の身分の取扱いについては、法令等に定めがあるものを除き、任意に設置するものについて新市において必要に応じその都度協議して設置する。

18．消防団の取扱い

消防団の取扱いについては、現状を基本に新市に引き継ぎ統合する。新市の消防団の組織体制、報酬手当等は地域の特殊事情によるものを除き、統一することを基本に関係者の協議調整を踏まえて決定する。また、個々の事業計画については、現状を基本に新市の消防計画を策定する際、必要に応じ調整する。

19．友好都市、姉妹都市、国際交流の取扱い

友好都市、姉妹都市、国際交流については、協議中のものも含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

20．出資団体等の取扱い

出資団体等の取扱いについては、現状のまま新市に引き継ぎ、同種のものについては新市施行後、関係者との協議の中で統合等を検討する。

21．使用料及び手数料（総務・企画・議会関係）の取扱い

使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。

22．補助金（総務・企画・議会関係）の取扱い

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じ調整する。

23．農林基盤整備事業の受益者負担の取扱い

農林基盤整備事業の受益者負担の取扱いについては、継続事業は現行の負担率で引き継ぎ、新規事業は事業採択時に新市において調整することとし、調整方針は次のとおりとする。（広域農道等幹線道路は除く。）

- | | |
|---------------|----------------|
| （１）災害復旧事業の農地 | 工事費に対し補助残の 25% |
| （２）県単土地改良事業 | 工事費に対し 5 % |
| （３）その他の土地改良事業 | 工事費に対し補助残の 10% |

24．農林業振興の一体的取扱い

農林業振興の一体的取扱いについては、次のとおりとする。

（１）若草町で実施している「転作特別奨励金」については、新市における転作面積の配分方法と併せて検討する。

（２）農振農用地区域については現行のとおり移行し、新市において策定する「農業振興地域整備計画」と併せて調整する。

（３）農業経営基盤強化については、新市において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定する。

また、継続的事業については、新市に引き継ぐ。

（４）遊休農地保全対策については、新市において検討協議会等を設置して新たな施策を定める。

（５）農業後継者育成資金の貸付については、当面有利な融資条件に合わせることにし、新市施行後、新たな基準を検討する。

（６）森林整備計画については、地域の実情を踏まえる中で、新市の計画を策定す

る。

25．農林土木事業の取扱い

農林土木事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 土地改良事業に係る単独補助については、合併時に廃止し新市において新たに検討する。

(2) 土地改良事業の継続事業については、現行の補助率で新市に引継ぎ、新規事業の補助率は事業採択時に新市において調整する。

(3) 農道及び林道については、現状のまま新市に引き継ぐ。

26．商工観光事業（各種イベント等）の取扱い

基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては新市において調整する。

27．商工業・観光振興の取扱い

商工業・観光振興の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 商工会については一本化を図り、新市全域にかかる統合組織を設置する。

(2) 合併後速やかに新市の観光協会を設置し、観光振興の強化を図る。

(3) 小規模企業者の貸付資金については現行制度を維持することとし、勤労者に対する貸付資金については、白根町の例により新市全域を対象とする。

(4) 商工業振興にかかる継続中の事業は新市に引き継ぐ。また、新市の商工業振興計画を策定し統一的な振興を図る。

28．温泉、保養施設の取扱い

現状のまま移行し新市において適宜見直し・検討を図る。

29．使用料及び手数料（産業・経済関係）の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、現行のまま移行し、新市において必要に応じ見直しを図る。

30．補助金（産業・経済関係）の取扱い

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、必要に応じて見直しを図る。

31．都市計画の取扱い

現在継続中の事業や都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画マスタープランについては、各町村の基本理念に基づいて、新市に

において策定する。

32．道路・河川・公園等の一体的整備の取扱い

道路・河川・公園等の一体的整備の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 継続中の事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 各事業の整備計画等については、各町村の基本理念に基づき、新市の総合計画等の中で調整する。また、事業の執行に当たっては、整備率など地域バランスに考慮した整備を図る。
- (3) 公園の整備・管理については、新市において所轄部署の一元化を図る。

33．建設・建築事業の取扱い

建設・建築事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 道路、水路、継続中の事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 河川清掃等の報償金、助成金については、現状のまま新市に引き継ぎ、各地域の実情を踏まえる中で基準の見直しを検討する。
- (3) 水防計画については、各町村の現行水防計画や各地域の実情を踏まえる中で、新市としての水防計画を策定する。

34．公営住宅の取扱い

現状のまま新市に引き継ぎ、「負担の公平性」の基本理念に基づき、必要に応じて調整する。

35．上水道、簡易水道、小規模水道の取扱い

上水道については、現行の各事業会計を新市に移行し管理体制を一元化する。

また、新市の水道整備計画を策定し住民生活に支障のないよう調整しながら一本化を図る。

36．公共下水道の取扱い

基本的には現状のまま新市に引き継ぎ、使用料や助成制度などはできるだけ統一し、住民の負担とならないよう可能な限り調整する。

37．農業集落排水事業の取扱い

芦安村だけで実施している本事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。

38．合併処理浄化槽の取扱い

現状のまま新市に引き継ぐ。

39．使用料及び手数料（建設関係）の取り扱い

使用料及び手数料の取り扱いについては、次のとおりとする。

- （１）公共下水道料金については、県の指導基準を基に統一する。
- （２）その他の使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。

40．補助金（建設関係）の取扱い

補助金の取扱いについては、次のとおりとする。

- （１）花壇生垣推進に関する補助金については、全市を対象とし甲西町の例による。
- （２）水洗便所設置費補助金制度については、全市を対象とし若草町の例による。
- （３）水洗便所等改造資金融資斡旋制度については、白根町及び櫛形町の例に合わせるが、この制度に若草町で実施している宅内排水設備等の改造工事資金の利子補給も加える。
- （４）排水設備設置費補助金制度については、全市を対象とし白根町及び櫛形町の例による。
- （５）生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金については、全市を対象とし甲西町の例による。
- （６）その他については、現状のまま新市に移行し必要に応じて調整する。

41．戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取扱い

サービス水準の低下とならないよう、窓口業務の取扱い時間の延長を継続し、合併後は、カード制の統一実施と従来からの窓口対応の併用方式とする。

42．国民健康保険の取扱い

国民健康保険の取扱いについては、次のとおりとする。

- （１）国民健康保険の税率については、基金の有効活用などにより、住民の負担増とならないよう務める。
- （２）基金については、合併後の運営に支障のない範囲でそれぞれ持ち寄る。
- （３）成人病検診補助については、サービス水準の高い白根町の例による。

43．各種年金の取扱い

取扱い業務、受給相談は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

44．介護保険の取扱い

介護保険の取扱いについては、次のとおりとする。

- （１）被保険者の資格管理等にかかわる事務については、６町村に相違がないため現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- （２）市町村介護保険事業計画の策定については、６町村を一体とした計画を策定

し、平成15年度からの保険料を設定する。

45．児童福祉の取扱い

児童福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。

(2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。

(3) 児童虐待問題については、児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。

46．高齢者福祉の取扱い

高齢者福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。

(2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。

(3) 高齢者祝い金については、80～89歳は7,000円、90～99歳は10,000円、100歳以上は100,000円とし、100歳時に給付する祝い金等は300,000円とする。

47．社会福祉の取扱い

社会福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。

(2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。

48．保育事業の取扱い

保育事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) サービス内容に差異があるものについては、現行の水準が低下しない範囲で統一化を図る。

(2) 保育園の設置や通園区域は、現状のまま新市に引き継ぐ。

49．社会福祉協議会の取扱い

社会福祉協議会の取扱いについては、制度の趣旨を踏まえる中で、効率的・効果的な組織体制に統合する。会費は八田村、白根町及び芦安村の例によることとし、サービス内容の充実を図る。

50．廃棄物・し尿処理の取扱い

廃棄物・し尿処理の取扱いについては、当面現行のまま移行することとし、廃棄物処理については、合併後新市において、可能な限り速やかに一本化及び施設整備等についての検討を進める。また、住民参加を図る中で、新市の一般廃棄物処理計画を策定し、適切な収集業務を行う。

51．使用料及び手数料（住民関係）の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 住民票の謄本に関する証明手数料については、白根町及び櫛形町の例による。
- (2) その他については、現行のとおりとする。

52．補助金（住民関係）の取扱い

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じ調整する。

53．火葬場の取扱い

火葬場については、八田村、白根町及び芦安村が三郡衛生組合に参入する方向で調整に務める。

54．学校教育の取扱い

学校教育の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 小中学校の施設整備については、新市において策定する学校施設整備計画に基づいて推進を図ることとし、策定の基本方式は次による。
 - ・耐震等の危険状況、建築年次を考慮した事業執行とする。
 - ・危険状況等が同レベルの場合は、校舎優先を原則とする。
 - ・災害時等の避難場所として使用される施設について考慮する。
- (2) 若草町及び櫛形町の一部地域で実施している通学助成、芦安村の「チロル学園」については、現状のまま新市に引き継ぐ。

55．学校給食の取扱い

学校給食の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 調理方式については、当面、各学校ごとに現状のとおりとし、合併後の新市において、施設整備の更新を視野に入れ、関係者等の意見を踏まえる中で統一化を検討する。
- (2) 給食費については、小学校、中学校それぞれ低い額に統一する。
給食費等の会計処理については、新市の歳入歳出予算に計上し処理する。

56．小中学校等の通学区域の取扱い

通学区域の取扱いについては、当面現行のままとするが、区域境の地域については、弾力的運用に務める。

また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに各学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。

57．生涯学習の取扱い

生涯学習の各講座については、現行のとおり新市に引き継ぎ、一本化できるものについては適宜調整する。生涯学習センター（公民館等）事業は、合併後の新市全域を対象とし充実を図る。

58．育英事業の取扱い

育英事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- （１）育英事業については、新市において新たな制度の構築を検討する。
- （２）芦安村における育英事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

59．町単・村単教員の取扱い

教育水準が低下しないよう現状を継続することを原則とするが、新市においては将来的な方向を見据え統一した基準を設ける。

60．各種スポーツ大会の取扱い

現在各町村で行っている各種スポーツ大会は原則として継続するが、一本化できるもの、全体で実施した方が効果的なものを新市において見直し検討を図る。

61．体育施設の取扱い

体育・スポーツ施設については、学校施設開放も含め、利用時間などサービス内容を調整のうえ継続実施することとし、新市においては施設を気軽に使用できるシステムなどについて検討する。

62．体育指導員の取扱い

現行水準が低下しないよう激減緩和措置等を視野に入れながら調整を図る。

63．使用料及び手数料（教育関係）の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- （１）社会教育施設、社会体育施設の使用料については、現行のまま移行し新市において統一した算定方式等により設定できるよう速やかに調整を図る。
- （２）使用料の免除規定については、類似施設で相違のないよう合併までに統一し

た基準等を定める。

(3) 手数料については、現行のとおりとする。

64 . 補助金 (教育関係) の取扱い

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う際に、必要に応じ調整する

65 . 体育協会の取扱い

体育教会の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 新市の体育協会を設置し、町村の体育協会は各地区体育協会とし、新市体育協会の加盟団体とする。

(2) 新市体育協会の会費等は、事業等と併せて新市体育協会において検討することとし、各地区体育協会の会費等の取扱いについては、各地区体育協会 (現町村体育協会) に一任する。

(3) 地区体育協会等加盟団体への助成は、均等割、会員数及び事業等を考慮する中で新市体育協会において検討する。

66 . 新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

新市建設計画目次

第 1 章 はじめに

- 1 合併の必要性
- 2 計画策定方針

第 2 章 新市の概況

- 1 位置・地勢
- 2 面積
- 3 人口・世帯

第 3 章 主要指標の見通し

- 1 人口
- 2 世帯
- 3 就業人口

第 4 章 新市建設の基本方針

- 1 新市建設の基本理念と将来像
- 2 都市づくりの基本方針
- 3 新市建設プロジェクト

第5章 新市の施策

- 1 施策体系
- 2 施策の方向

第6章 新市における山梨県事業の推進

- 1 山梨県の役割
- 2 新市における山梨県事業

第7章 公共的施策の統合整備

第8章 財政計画

- 1 歳入
- 2 歳出

新市建設計画の概要

1．計画期間

2003年度から2012年度までの10年間

2．基本理念

6色の輝き・未来に継ぐ夢と希望の都市づくり
人と自然が織りなす調和のとれた都市づくり
生活者の視点に立った住みよい都市づくり

3．将来像

上記の3つの基本理念を踏まえ、すべての市民が真に豊かな生活を送ることができるよう、活力とうるおいに満ちた新都市の建設を目指し、本市の将来像を**6色の夢きらめく躍動の新文化都市**とします。

4．拠点プロジェクト

これまで6町村が取り組んできた施策や事業、それぞれの総合計画を発展的に継承する中で、各地区の個性や特色を生かした、次のプロジェクトの展開を図ります。

暮らしと交流の情報発信拠点～八田

活力あふれるいきいき生活拠点～白根

南アルプスの観光拠点～芦安

やすらぎのガーデンタウン～若草

多彩な創造性を育む学習文化拠点～櫛形

世界に開く広域交流拠点～甲西

5．新市における白根の拠点プロジェクトの概要

民間と行政のより一層の相互連携を図る中で、福祉、保健、医療のネットワーク化を進め、誰もが健康でぬくもりの感じられ、真に豊かな市民生活を送ることができるような社会づくりの拠点形成を図ります。

6．新市発展プロジェクト

6町村の合併により、7万人を超える人口の大きな市になることから、合併前の単町村では実施できなかったような大規模事業や一体的な都市づくり、新市のさらなる発展に向けた各種プロジェクトの展開を図ります。

軌道系新交通システムの整備導入

南アルプス山岳道路等の整備促進

地域に開かれた大学の誘致

峡西ブランド（仮称）と峡西ネット（仮称）の確立

新たな防災拠点の整備

中山間地域活性化対策の推進

これらの取組みは、本計画の期間（10年間）には実現が困難なもの、国や県、周辺市町村、民間事業者の協力や支援等が不可欠なものも含まれていますが、関係機関等の理解を得る中で連携を図るとともに、行政だけでなく、市民や地元企業など、本市全体が一丸となって取り組むことにより実現を目指します。